

古賀南区のみなさまへ

## 「地域猫活動」実施のお知らせ

古賀市には、飼い主のいない猫によるふん尿や鳴き声で困っている方からの相談が寄せられており、飼い主のいない猫への対策として「地域猫活動」を進めています。このたび古賀南区内で発足した「地域にゃんの会(花鶴の3)」が飼い主のいない猫への対策として「**地域猫活動**」を行うこととなりました。地域のみなさまのご理解・ご協力をお願いいたします

### 「地域猫活動」とは？

野良猫を排除するのではなく、住民、ボランティア、行政が協力し合って地域で適切に管理していくことにより、**野良猫によるトラブルを減らす**とともに、**野良猫の数も減ら**して住みよい地域にしていく活動です。

**耳先をカット**している猫は  
不妊去勢手術が終わっています



具体的には・・・

- 不妊去勢手術を行い、繁殖を制限して1代限りの命を全うさせる。
- 適切なエサやり（場所と時間などのルールを決めて実施）をする。
- エサ場やトイレの設置・管理、ふん尿の始末、周辺の清掃を行う。

活動の効果・・・

- エサ場やトイレの管理や周辺の清掃を行うため、ふん尿被害が改善されるとともに、環境美化が進みます。
- 不妊去勢手術をするので、新たに子猫が生まれません。野良猫の寿命は3～5年と短く、この活動を続けていくことで徐々に数が減ります。

### みなさんへのお願い

市役所には、猫に関する相談が多く寄せられています。そのほとんどが、野良猫に関する相談です。野良猫は手術をしなければ、**猫がどんどん増え、人同士のトラブルに発展**していくこともあります。

猫のことで困っている人、地域猫活動に興味のある人、協力していただける方はお気軽にご相談ください。

### 猫の飼い主さんへのお願い

野良猫を捕獲して手術を行う日は未定ですが、**飼い猫は室内飼育を行い、迷子札の着用をお願いします。**

また、飼い猫にも**不妊去勢手術の実施をお願いします。**手術をしないまま外に出していると、**地域内に野良猫を増やす恐れ**があります。また、室内飼育をすることで、交通事故や感染症に係るリスクが軽減されます。

※動物の遺棄・虐待は犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。